

川湯温泉街の景観ガイドライン策定に向けた 第3回ワーキンググループ会議 【開催レポート】

日時:2024年4月15日(月)13:00~15:30
場所:川湯ふるさと館

1. 開会

2. 資料説明

○前回(3月21日:第2回WG)の振り返り

○地区の現況・課題について

○まちづくりの方針について

○ルールについて

3. 意見交換

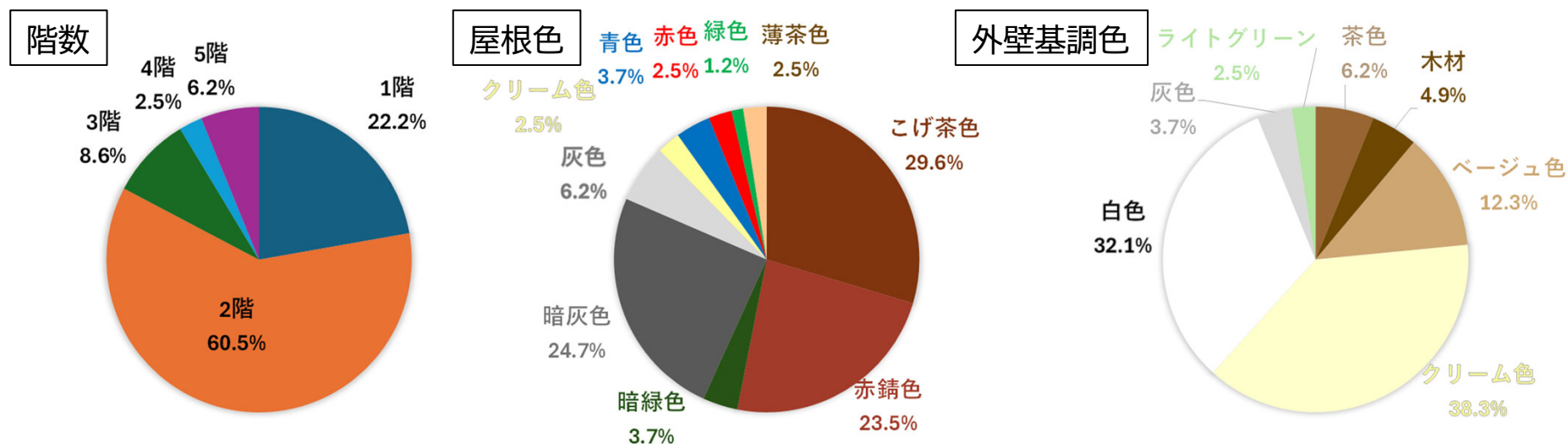
4. 今後のスケジュール

5. 閉会

- 1 建築物や屋外広告物等に関する「ルール」の見直し案について理解する
- 2 温泉街の統一感を出していくための具体的な方策について考える
- 3 道路空間利用や駐車場のルールについて具体的に考える
- 4 おもてなしに関する川湯独自のルールや取組みについて具体的に考える

<参考:地区内の建物の集計>

※道路から見える建物81件を対象に分類(取り壊し予定の建物は除外)



- 階数は、3階以下(概ね13m以下)が約9割
- 屋根色は、既存ルールの色が多いが、その他の色も一部見られる。(鮮やかな色、明るい色など)
- 外壁基調色は、クリーム色、ベージュ色、白色系など明るい色が多い。

主な課題（第1回・第2回WGでの意見等より）

- 硫黄山が見えない、カルデラが実感しにくい
- 国立公園や自然への意識が不足
- 街並みに統一感がない(コンビニ、自販機、青の屋根等が気になる)
- 看板に統一感がない、雑然としている(色、数、大きさ、種類等)
- 廃屋や空き店舗、駐車場や空地による歯抜け敷地が多い
- 機械・設備の劣化が早い
- 木が少ない
- 路上駐車がある
- どこを歩けばいいか分かりにくい
- ルールを理解していない、分かりにくい

川湯温泉街まちづくりマスタープラン

コンセプト：「湯の川がつむぐカルデラの森の温泉街」

第1回WG会議で出された まちづくりの理念(まとめより)

- 温泉街としての賑わい(落ち着きと賑わいの棲み分け)
- 歩いて楽しめる街
- 自然との共生(ゼロカーボン、硫黄山・カルデラを感じられる)
- 紡ぐ、引き継ぐ、レガシー(歴史の浅い川湯において未来を見据えた言葉)

マスタープランの中の 街づくり・景観づくりに関するキーワード

- 湯の川を中心(主役)とした街づくり
- 歩いて楽しい街並み、温泉体験、滞在・そぞろ歩き
- 自然と賑わいが一体となった街並みづくり、森の中に溶け込む街並み
- 量より質の適切な規模の街づくり、街が一体となった上質の景観づくり

景観まちづくりの方針

たたき台：次代につなぐ

屈斜路カルデラの自然に溶け込む温泉街をつくる

※具体的なルールの議論を並行して進めた上で検討

次代につなぐ
屈斜路カルデラの自然に溶け込む温泉街をつくる

① 屈斜路カルデラと温泉川を体感できる温泉街にする

ルール:硫黄への眺望に配慮した高さ制限、温泉川沿いのセットバック

取組み:温泉川整備、視点場設定、案内板・解説板設置、情報発信 …など

② 森に溶け込む落ち着いた街並みの温泉街にする

ルール:建物・看板の統一、自然素材の使用、看板数の制限

景観を阻害するものを目立たなく(駐車場、空地、自販機、設備等)

修景緑化(現地植生の植樹、プランター設置)、道路沿いのセットバック

温泉情緒・安全・星空に配慮した外灯・看板照明・道路照明

取組み:夜間照明整備(色温度・照度・向きに配慮)、現地植生の植樹 …など

③ 住む人・来る人・働く人が心地良い温泉街にする

ルール:ゴミぽい捨て・歩きタバコ禁止、地場産品の使用・販売、除雪、

歩行者優先(専用)道路の設定、路上駐車抑制

取組み:ゴミ箱・喫煙所・ベンチ・休憩所の設置、歩行者優先道路の設定・舗装、温泉街の解説板、各スポットや回遊ルートの案内標示、住民によるガイド、駐車場への案内・誘導、ポータルサイトの充実 …など

<景観に関するルールについて>

- 建築物の高さ、セットバック、屋根形状、色彩
- 修景緑化
- 付帯施設(駐車場、車庫・倉庫、外灯、自動販売機等)
- 屋外広告物の種類・面積・高さ、光源、色彩・配色、書体

◎議論を踏まえて
景観ガイドラインに記載

⇒守るべき基準は
既存ルールの見直しに反映

- ・阿寒国立公園の許可基準の特例
- ・川湯地域管理計画書
- ・弟子屈町景観計画

⇒より望ましい基準は
ローカルルールとして運用

<地域独自のルールや取組みについて>

- 統一感を創出するしかけ(地域ロゴ等)
- おもてなし(ベンチ、清掃、地産地消、温泉の説明、案内等)
- 住みやすさ(路上駐車、交通ルール、ゴミ、喫煙マナー等)

◎議論を踏まえて
景観ガイドラインに記載

⇒ローカルルールとして運用



ワーキンググループ会議での議論を踏まえて具体化



4. ルール見直しの方向性

区分	項目	既存ルール	見直し案	第3回WG意見(4/15)									
建築物 工作物	高さ	本屋20m以下、塔屋含め 25m以下 ※上記を超える既存建築物の改築・増築は既存の高さ以下	13m以下(特例解除) ※赤枠を専門家にて検討中 温泉川沿い、商店街ゾーンは山への眺望を妨げない高さとする。(高さ・エリアは検討中)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ13mは概ね了承(但し、旅館については経済面との両立が必要) 一部川沿いなどは低層に抑えることも検討 									
	建築面積	2,000㎡以下	左記と同じ ただし、1,000㎡を超える場合は分棟又は分節したデザインとする。	<ul style="list-style-type: none"> 了承 									
	敷地面積	規定なし	左記と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 了承 									
	建蔽率	規定なし	左記と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 了承 									
	容積率	規定なし	左記と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 了承 									
	セットバック	道路沿いの壁面線を整える。 道路から極力後退する。 【セットバック距離の案】	建物が連担している場合は、隣接する建物と極力壁面線を揃える。 道路沿いは、敷地の間口に応じた距離を道路境界から後退する。(左記) 温泉川沿いは、川の中心線から数m後退する。(詳細は検討中)	<ul style="list-style-type: none"> 角地は緩和規制の検討が必要 川湯テラスや川湯横丁は、セットバックを計画的に検討すべき セットバック部に置くもの、置かないもののルールが必要(プランター・ベンチ等) セットバックを行った際のイメージを示してほしい 									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>敷地間口</th> <th>セットバック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7m以下</td> <td>1m</td> </tr> <tr> <td>7~15m以下</td> <td>2m</td> </tr> <tr> <td>15~40m以下</td> <td>4m</td> </tr> <tr> <td>40m超</td> <td>6m</td> </tr> </tbody> </table>	敷地間口	セットバック	7m以下	1m	7~15m以下	2m	15~40m以下	4m	40m超	6m	
敷地間口	セットバック												
7m以下	1m												
7~15m以下	2m												
15~40m以下	4m												
40m超	6m												

4. ルール見直しの方向性

区分	項目	既存ルール	見直し案	第3回WG意見(4/15)
建築物 工作物	土地勾配	30%以下	左記と同じ	<ul style="list-style-type: none"> • 了承
	屋根形状	<p>切妻、寄棟、入母屋、マンサード形式等の勾配のある屋根に限る。 陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。 陸屋根である既存建築物の改増築の場合は傾斜パラペット(飾屋根)が設けられていること。 ※川湯地区の特例:傾斜パラペット(飾屋根)を設けた陸屋根及び片流れ屋根については可。</p>	<p>切妻、寄棟、入母屋、マンサード形式等の勾配のある屋根に限る。 陸屋根、片流れ、ドーム等曲面屋根でないこと。 陸屋根である既存建築物の改増築の場合は傾斜パラペット(飾屋根)が設けられていること。 (傾斜パラペットを設けた場合の特例はなくす→新築時は、陸屋根及び片流れ屋根に傾斜パラペットを設けた場合も不可とする)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 陸屋根も認めてほしい • 雪の処理を考えると片流れ屋根も合理的 • 屋根勾配の方向を統一すべき

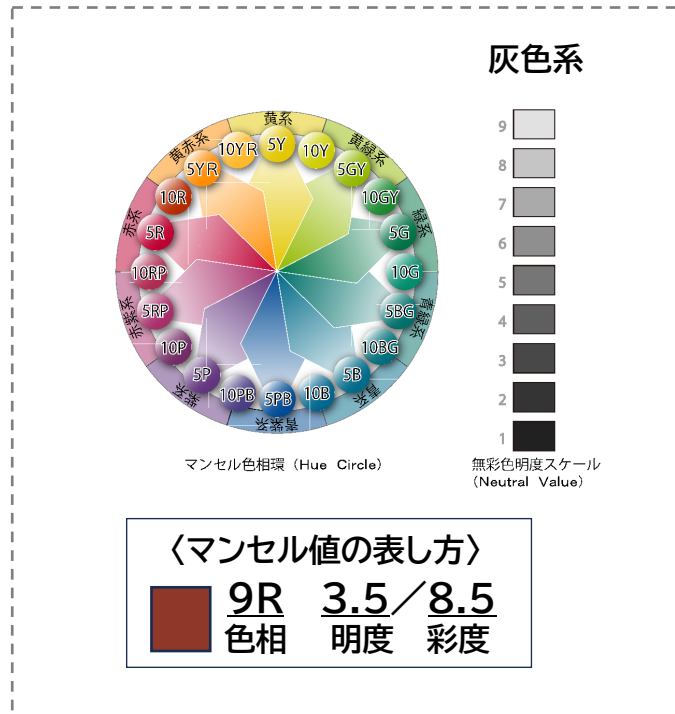
4. ルール見直しの方向性

区分	項目	既存ルール	見直し案	第3回WG意見(4/15)
建築物 工作物	屋根 色彩	焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色のいずれかの色彩又は自然材料の素地色とする。	焦げ茶色、赤錆色のいずれかの色彩又は自然材料の素地色とする。(暗緑色、暗灰色は削除) 【上乘せ案】(統一感を出すためのデザインルール) 1階に庇やオーニング(日よけ)を設ける場合は茶色系とする。	<ul style="list-style-type: none"> 概ね了承 但し、できるだけ具体的な数値基準を示すべき 川湯テラスや川湯横丁などのエリア毎に基準を設定しても良いのではないか
	外壁 色彩	茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の調和を図るため、色彩が統一されていると認められること。	茶色系、ベージュ色系又はクリーム色系のいずれかの色彩又は自然材料の素地色を基調とし、周囲に位置する既存建築物の調和を図るため、色彩が統一されていると認められること。(灰色系、白色は削除) 【上乘せ案】(統一感を出すためのデザインルール) 低層部やアクセントに木材又は茶色系を使用する。	<ul style="list-style-type: none"> 概ね了承 但し、できるだけ具体的な数値基準を示すべき 壁面は白色でも、茶系が入っていればよいのではないか 色彩を統一した場合のイメージを示してほしい

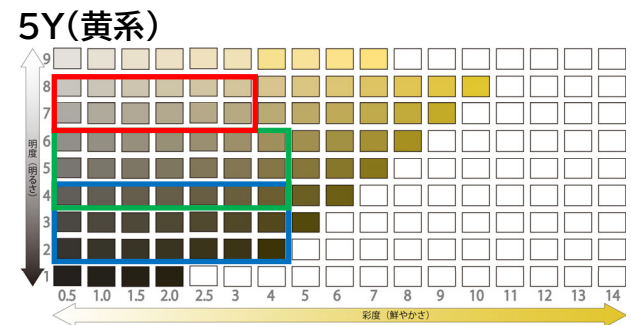
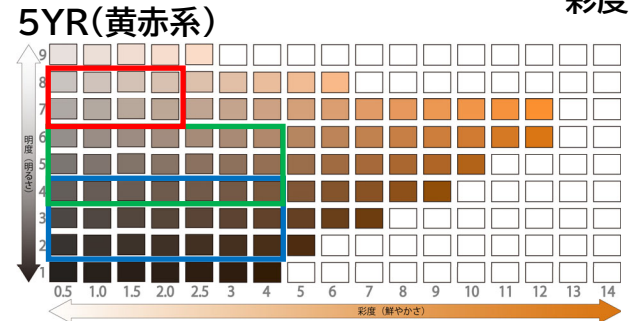
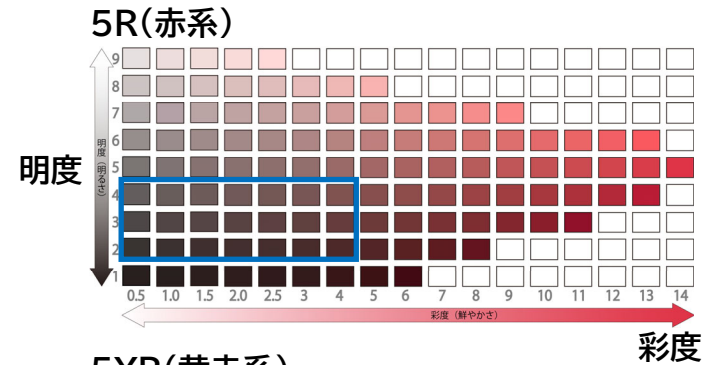
4. ルール見直しの方向性

【マンセル値で色の範囲を指定する場合(案)】

※代表的な色彩を例示



- 屋根の色
- 外壁の基調色
- 低層部やアクセントカラー



4. ルール見直しの方向性

12

区分	項目	既存ルール	見直し案	第3回WG意見(4/15)
緑化	植栽樹種	敷地内の空地は、原則として現地産樹木と同種の樹木等により修景緑化すること。	敷地内の空地や道路に面した空間は、原則として現地産樹木と同種の樹木等により修景緑化すること。 道路に面して植栽する空間がない場合は、可能な限りプランター等を設置する。	<ul style="list-style-type: none">地域性に配慮した樹種の選定が必要(アカエゾマツ、ヤマザクラなど)プランターを設置するのであれば白色ではなく、統一したルールのもとで設置すべきプランターを設置することはルールにまでしなくても良いのでは管理方法も含めて検討が必要

取組み:公共用地を中心に計画的に植樹し、メンテナンスも行う。
敷地の広い民地でも植樹を推進する。

【樹種の参考例】※専門家にて別途検討中

高木 シラカバ、ダケカンバ、ミズナラ、ハンノキ、エゾヤマザクラ

中木 マユミ、ズミ、ガマズミ、エゾムラサキツツジ

4. ルール見直しの方向性

区分	項目	既存ルール	見直し案	第3回WG意見(4/15)
付帯施設	駐車場及び取付道路	風致景観の保護上、支障のない範囲において、建築物の収容力に見合った 必要最小限の規模 であると認められること。	左記と同じ 出入口以外の 道路に面した空間は、植栽や生垣、木柵、板塀等により修景 を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐車台数5台以上など規模を考慮して基準を決めてはどうか ・ 近場で住民や来客用の共同駐車場を確保してほしい ・ 道路空間利用と駐車ルールについては概ね了承 ・ 通行止めの時間を決めて歩行者中心とする
	車庫・倉庫等	極力主たる建築物に包含し、 別棟とはしないこと 。やむを得ず別棟とする場合にあっても、主たる建築物とデザイン、色彩、材料の調和がとれていること。	左記と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 了承
	垣柵等	なし	垣柵や塀等を設ける場合は、 生垣、木柵又は板塀 とし、ブロック塀やコンクリート塀、フェンスは設置しない。やむを得ない場合は 焦げ茶色 とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 了承

※付帯施設、工作物もセットバックの対象とするか検討中

4. ルール見直しの方向性

区分	項目	既存ルール	見直し案	第3回WG意見(4/15)
付帯施設	照明(外灯)	外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。	左記と同じ 必要最小限の明るさとし、覆いを付ける又は下向きとするなどして漏れ光を抑制すること。 色は、原則として電球色とする。	<ul style="list-style-type: none"> エリアに応じた基準の検討が必要(星が見える場所への配慮も必要) 公共照明は厳しい基準を設けて対応してほしい 夜のそぞろ歩きを促す照明も必要

【路線・ゾーン別の方針案】 ※専門家にて別途検討予定

- 道道・町道：道路照明で必要な明るさを確保。
- 商店街ゾーン：店舗の温かみのある外灯や看板照明で温泉情緒を演出。(必要以上の照明はつけない)
- 川湯園地、川湯広場、川湯テラス周辺：安全性と星空を考慮した照明とする。

【参考】

表 11 LED の光色と相関色温度範囲の関係^{※45}

光色の種類	相関色温度 T _{CP} (K)
昼光色	5700 ~ 7100
昼白色	4600 ~ 5500
白色	3800 ~ 4500
温白色	3250 ~ 3800
電球色	2600 ~ 3250

▼照明設計を行う際の5原則

1. 全ての照明の目的を明確にすること
2. 必要な範囲のみ照射すること
3. 必要な時にのみ点灯すること
4. 必要以上の明るさにしないこと
5. なるべく低い相関色温度の照明器具(電球色等)を使うこと



図 16 各光色の相関色温度の目安^{※46}

(出典:環境省 光害対策ガイドライン)

4. ルール見直しの方向性

区分	項目	既存ルール	見直し案	第3回WG意見(4/15)
付帯施設	引湯管	かつての温泉情緒あふれる湯川の再現をめざし、風致上の支障になる引湯管の整理を目指す。 既存配管を整理統合し、地下埋設するよう指導する。	左記と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 了承
	自動販売機	自動販売機の乱立による風致上の支障を防止する。 建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていると認められるものであること。	自動販売機の乱立による風致上の支障を防止する。 建物の庇の下に設置する、板張り等の自然材料により外側を囲む又は焦げ茶色にする等して風致への影響の軽減が図られていると認められるものであること。	<ul style="list-style-type: none"> 了承 設置場所自体を限定すべき(喫煙所も同様)
	屋外設備等	なし	オイルタンクや室外機など、建築物等に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、または目隠しをする等の工夫をすること。(弟子屈町景観計画より)	<ul style="list-style-type: none"> 了承

4. ルール見直しの方向性

区分	項目	既存ルール				見直し案
		※青枠内は変更不可 自然公園法施行規則による基準(特別地域)	川湯地域管理計画書	北海道屋外広告物条例による基準(第1種禁止地域)	弟子屈町景観計画	
屋外広告物 種別	自家用広告物 (店舗等の敷地内に設置するもの)	表示面の面積が 5㎡以下 、かつ同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の 合計が10㎡以下 のものであること。 高さが5m以下 (既存工作物に掲出する場合には当該工作物の高さ以下)であること。	—	表示面積が1個当たり 5㎡以内 で、かつ、表示面積の合計が1事務所又は1営業所当たり 10㎡以内 及び 高さ5m以下 のものであること。 統一感を出すため、木材の使用を推奨し、文字やデザインは各店舗の個性を出せるようにする。	—	【上乘せ案】 1個3㎡以下、合計5㎡以下。屋上広告禁止。木材及び石材等の自然素材の使用に努めること。
	店舗等への誘導看板 (店舗等の敷地外に設置するもの)	個々の表示面の面積が 1㎡以下 であること。複数の内容を表示する広告物等は、表示面の面積の 合計が10㎡以下 であること。 高さが5m以下 であること。	のぼり等の野だて看板ではないこと。 ただし、以下のものは除く。 ア)店舗前に設置される看板で、木製かつ最高高さ80cm以下、幅50cm以下のもの。 イ)地域の催事等、限られた期間にのみ掲出等されるもの。	※案内用広告物は、国・地方公共団体、公共的団体、公共的な民間施設(学校、病院、社会福祉施設、博物館等)のみ掲出可(民間の店舗等は不可) 表示面積 3.5㎡以下 高さ 5m以下 個数:1施設当たり4個以下 相互間距離:500m以上離すこと 設置位置:施設から半径5km以内 必要最小限の事項を表示 光源が点滅又は回転しないもの。	のぼり等の野だて看板でないこと。	1個1㎡以下、合計10㎡以下。(民間の店舗等は不可) のぼり等の野だて看板ではないこと。 ただし、地域の催事等、限られた期間にのみ掲出等されるものは除く。 (店舗前の看板の記述は削除)
	指導標・案内板	表示面の 面積が5㎡ (複数の内容を表示する広告物等は 10㎡)以下であること。 高さが5m以下 であること。設置者名の表示面積が 300cm²以下 であること。	地名表示板の色彩は、木材及び石材等の自然材料を用いる場合を除き原則として 焦げ茶色 であること。		木材及び石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として 焦げ茶色 とすること。	1面3.5㎡以下。 表記は、 日本語と英語 を基本とすること。他は左記と同じ

4. ルール見直しの方向性

区分	項目	※青枠内は変更不可 既存ルール			見直し案
		自然公園法施行規則による基準(特別地域)	川湯地域管理計画書	北海道屋外広告物条例による基準(第1種禁止地域)	
屋外広告物 共通	光源	照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。期間及び時間が必要最小限であると認められるものであること。 動光又は点滅を伴うものでないこと。	—	—	白色系のみ、動光や点滅はさせないこと。 色は、原則として 電球色 とする。外照式とする場合は、光は 上に向け ない。
	色彩・デザイン	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	—	—	基本書体は「 国立公園フォント 」を使用すること。 色は、(国立公園フォントの記述は削除) 色の数は最小限にする。高彩度の色は使用しない。
	その他	地域の年中行事等として一時的に行われるもの、祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるものは可。	同一地点に複数の広告物を設置する場合には、 統合を図ること。	—	表示面積や設置数は、必要最小限と すること。同一地点に複数の広告物を設置する場合は、 統合を図ること。 左記と同じ

注) 地表から2.5m以下の高さは、自然公園法施行規則で許可がなくても掲出可

区分	項目		第3回WG意見(4/15)
屋外広告物	共通	光源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自ら光を放つ看板(ネオン・電光掲示板等)は× ※提灯は○ ・ 看板照明の高さは検討すべき(低層階に限定する等)
		色彩・デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 了承 ・ マンセル値で具体的な数値を示してほしい
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 了承
	種別	自家用広告物 (店舗等の敷地内に設置するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内ののぼり旗は× ・ 店前のメニュー看板は統一的に設置した方がよい
		店舗等への誘導看板 (店舗等の敷地外に設置するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板の共同化も検討してはどうか
		指導標・案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・ 案内板(ルートマップ)は同じマップを使用して統一的なデザインで設置した方がよい

<全体に関する意見>

- できるだけ曖昧な基準はなくし、具体的な基準とすべき
- 大鵬通りのガソリンスタンド～川湯小学校～旧町民プールは、温泉街のエントランスとして景観規制の対象区域に入れてはどうか

5. 新たなローカルルールを設定

道路空間利用や駐車場のルール(案)

- 歩行者優先(or専用)路線では、車両の通行を控えるよう努める。
- 区内での路上駐車はしないよう努める(荷さばき車両等の一時駐車は除く)。
- 道路からのセットバック部分を駐車場として使用しないよう努める。
- 来客は、各店舗の駐車場又は共同駐車場に駐車するよう誘導する。



温泉街の統一感を出すためのルール(案)

- 温泉情緒を演出するため共通のもの(統一ロゴ等)を掲出する。
(ロゴの場合は公共の案内サインや自動販売機等にもつける)。

【掲出物の例】

ちょうちん、のれん・幕、フラッグ、あんどん、各店の屋号のマーク、木彫り看板、木製の置物 など



屋号のマーク
(川湯温泉の店舗)



木彫り看板
(川湯料飲店組合加盟店)



トントウの木製の置物

【参考】温泉街のネーミングについて

- 「川湯温泉」を検索すると熊野本宮(和歌山県)の川湯温泉が上位に出てくる
⇒ ブランディングには「弟子屈川湯温泉」、「硫黄山川湯温泉」などの差別化が必要？

おもてなしのルール(案)

- 各店舗にベンチや休憩スペースの設置に努める。
- 積雪時には店舗周辺の除雪を行う。また、地区内の除雪に協力する。
- キャッシュレス決済の導入に努める。
- 指定喫煙場所を除き、路上で喫煙してはならない。
- ゴミのポイ捨てをしてはならない。
- 地場製品の販売や地場産食材の活用に努める。地場産食材認証店のマークを表示する。
- 誰もが利用しやすいよう、店舗内や店舗周辺のバリアフリー化に努める。
- 建物周辺は整理整頓し、屋外に長期間ものを放置しないよう努める。
- 空地・未利用地も維持管理を行い、道路沿いは木柵や板塀等による目隠しに努める。

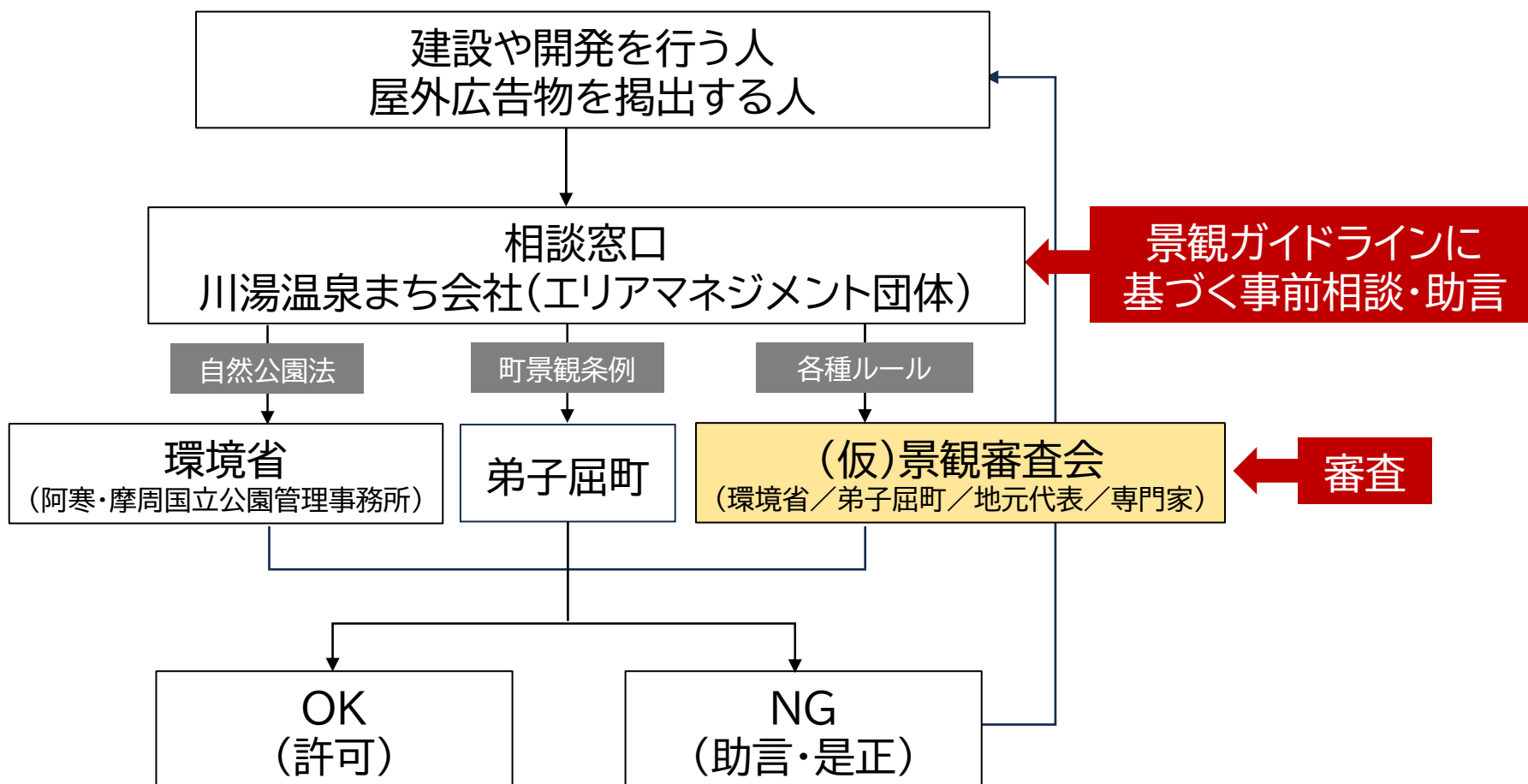
おもてなしの取組み(案)

- カルデラを感じられる高い場所の視点場を設定し、スマホ等で情報発信する。
- 様々な媒体に掲載するなど「屈斜路カルデラ」の発信に努める。
- 街の案内人(個人又は店舗)のしくみをつくり、来訪者への案内を行う。
- ポータルサイトで飲食店等を案内する。
- 街歩きを促すため、温泉卵や地場産食材を活用したテイクアウト商品を販売する(ゴミ箱は販売店に設置する)。
- 冬季の街歩きを促すため、コートや長靴、傘等の貸し出しサービスを行う。

5. 新たなローカルルールの設定

【川湯温泉街のルールや取組みを機能させる「しくみ」(案)】

- 国立公園内の温泉街としての良好な景観形成を図るため、環境省・弟子屈町・地元代表・専門家からなる審査・助言体制を構築し、建築物・工作物・広告物等のルール順守を図る。



6. 今後のスケジュール

- 既存のルール(高さ制限等)の見直し・強化を先行的に進め、6月頃を目途にまとめる。
- 新たなルール(独自の取組みや推進体制等)の検討を並行して進め、12月頃にガイドラインをまとめる。

区分	項目	2023年度			2024年度												2025年度			
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
景観	景観計画改定(弟子屈町)								素案作成・北海道協議			景観審①	パブコメ	原案作成	景観審②	条例改正	公示・縦覧	景観計画	条例施行	
	管理計画改定(環境省)						素案作成・公園課長協議			パブコメ	案作成	局長協議	計画発表	改定						
	基準の特例改定(環境省)						素案作成・公園課長協議			パブコメ	案作成	局長協議	官報告示							
	景観ガイドラインの作成	既存項目			新規項目															
	オープンデザイン会議		● 2/20		● 4/16		● 6/18		● 8/20		● 10/22		● 12/17		●			●		●
	ワーキンググループ (公募で参加者を募る)		① 2/27	② 3/21	③ 4/15	④ 5/21	⑤ 6/中	⑥ 7/23		⑦ 9/17		⑧ 11/19								
	景観ルール検討(新規項目)		→																	
	景観ルール検討(既存項目)		→																	
	現状や課題の整理		→																	
道路・交通	エリア交通計画の作成																			
	歩行者動線・車両動線の検討			→																
	現状や課題の整理		→																	

◆ワーキンググループの進め方(案)

- ①:あるべき姿/まちづくりの理念
- ②:まち歩き/望ましいルールや取組み
- ③:ルールや取組みの方向性
※地元の皆様による主体的な議論
- ④:新たなローカルルールの具体化
※地元の皆様の合意形成
- ⑤:景観ガイドライン(素案)の確認
- ⑥:ルールの周知・運用方法の具体化
- ⑦:景観ガイドライン(案)の確認
- ⑧:景観ガイドライン(公表案)の確認
※以降、進捗に応じて開催を検討